

共同研究契約書

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「甲」という。）及び防衛大学校（以下「乙」という。）は、次の各条及び別表に従い、相互協力して共同研究を実施するものとし、共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

（１）「研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、本共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、標章、著作物及びノウハウ等技術的成果並びに科学的知見をいう。

（２）「知的財産」とは、次に掲げるものをいう。

（イ）特許法に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、商標法に規定する商標権（以下「商標権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）

（ロ）特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する登録出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位

（ハ）著作権法に規定する著作権（プログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権を含む。）

（ニ）外国における上記各権利に相当する権利

（ホ）文書等客観的に特定可能であり秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議のうえ特に指定するもの（本契約において、「ノウハウ」という。以下同じ。）

（３）本契約において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明を、実用新案権の対象となるものについては考案を、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作を、育成者権の対象となるものについては育成を、ノウハウの対象となるものについては案出をいう。

（４）本契約において、「出願等」とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権

については品種登録の出願並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請及び出願（仮出願を含む。）、著作権については著作物及び著作権の登録をいう。

- (5) 本契約において、知的財産の「利用」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、著作権法第21条から第28条に規定する権利の対象となる行為、種苗法第2条第5項に定める行為並びにノウハウの使用（本契約第15条に定めるノウハウの秘匿義務を遵守したうえで自らの事業目的に使用することをいう。）をいう。
- (6) 本契約において、「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第3に掲げる者及び本契約第3条第3項に規定する者をいう。

(研究内容)

第2条 甲及び乙は、次の研究を共同で実施する。

- (1) 研究課題：デブリ防護に関わる加圧容器の破砕現象の検証
- (2) 研究目的：衛星用推進タンクの破砕条件を把握し、衛星全損につながる可能性のあるデブリに対しての防護設計の指針に関する基礎データを取得する。
- (3) 研究内容：実機相当のタンクへ、加圧条件および飛翔体の材料、速度を変化させた模擬デブリ衝突試験を実施し、圧力容器の加圧条件の違いによる貫通限界及び破砕条件を評価する。また、IADC Working Group 3及びISO Working Group 7に参加し、タンク破砕に関する実験相関式を、諸外国のデータと比較、評価する。
- (4) 研究分担：別表第1のとおり
- (5) 研究期間：本契約締結日から2028年3月31日
- (6) 研究スケジュール：別表第2のとおり
- (7) 研究実施場所：本共同研究は、次に示す場所で開催する。

甲) 茨城県つくば市千現二丁目1番1号

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 安全・信頼性推進部

乙) 神奈川県横須賀市走水1丁目10番20号

防衛大学校

(研究の担当)

第3条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる研究を担当し、それぞれ担当した研究についての管理を行う。

- 2 甲及び乙は、それぞれ別表第3に掲げる者を本共同研究に参加させ、それぞれ主たる研究担当者を置く。
- 3 甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究に参加させようとする場合は、予め相手方に別表第3に準じた書面により通知（本通知に限り電子メールによる通知も含む）するものとし、当該者に対して本契約の内容を遵守するよう必要な措置をとる。なお、やむを得ない事情により、研究担当者の変更又は削減を行う必要がある場合は、別途、甲乙協議するものとする。

(研究協力者)

第4条 甲又は乙は、本共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者（学生等を含む。）を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

- 2 前項において、研究協力者を参加させた甲又は乙は、研究協力者となる者に本契約の内容を遵守させなければならない。研究協力者による本契約内容の違反は、当該研究協力者を参加させた甲又は乙の本契約の違反を構成するものとする。
- 3 研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、本契約の関連規定を準用する。

(情報交換)

第5条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な、自己が保有する情報、資料又はプログラム等（以下「技術資料等」という。）を、甲又は乙以外の者との契約等により秘密保持義務を負っていない場合に限り、相互に無償で提供又は開示する。

- 2 前項にかかわらず、相手方から提供又は開示された技術資料等が知的財産の対象となる場合において、甲又は乙が当該技術資料等を本共同研究以外で利用するときは、甲及び乙は、事前に相手方の同意を得るものとし、別途締結する実施契約で定める利用料を相手方に支払う。
- 3 甲及び乙は、本契約に従って相手方から開示又は提供される技術資料等の輸出、または外国における技術資料等の提供もしくは非居住者への技術資料等の提供を行う場合、これが第三者への開示に該当するか否かに関わらず、事前に相手方の書面による同意を得るものとし、外国為替及び外国貿易法等に

従い輸出許可取得等必要な手続きを行う。

(研究担当者等の派遣)

第6条 甲及び乙は、本共同研究を実施するために必要がある場合は、予め相手方の同意を得て、別表第3に掲げる者及び研究協力者を相手方の施設内に派遣することができる。この場合、相手方の諸規程等に従わなければならない。

(研究経費の負担)

第7条 甲及び乙は、本共同研究におけるそれぞれの分担を実施するために必要な研究経費をそれぞれ自己で負担する。

(施設、設備及び機器の使用等)

第8条 甲及び乙は、本共同研究の用に供するため、別表第4に掲げる自己の施設・設備を相手方に無償で使用させるものとし、また、必要な設備、機器その他の物品（以下「設備等」という。）を相手方の同意を得て相手方の施設内に持ち込むことができる。

- 2 甲及び乙は、前項の設備等を無償で相手方から受け入れ、共同で使用するものとする。なお、当該設備等を受け入れた当事者は、相手方から受け入れた設備等について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで、善良なる管理者の注意義務をもって保管又は使用し、本共同研究の目的外に利用してはならない。
- 3 甲及び乙は、相手方の施設、設備等に異状を発見した場合、原因にかかわらず速やかに相手方に報告しなければならない。
- 4 甲及び乙は、相手方の施設、設備等を故意又は過失により滅失又は損傷したとき、相手方の指示に従い、修補、代品の納付又は損害の賠償をしなければならない。
- 5 設備等の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(支給又は貸し付ける資産の取扱い)

第9条 甲及び乙は、前条に規定する設備等であって、自らの資産（甲の場合は資産取扱要領（財務部長通達第15-1号）に定めるところによる。以下同じ。）に該当するものについて、相手方に支給又は貸し付け（以下「支給等」）を行うときは、前条に加え、次の各号に定める処置を行うものとする。

- (1) 支給等を行う者は、相手方に支給等を行う設備等を引き渡すときは引渡書を添付するものとし、相手方は、これと引換えに受領書を支給等を行う者に提出しなければならない。
- (2) 支給等を受けた者は、相手方から支給等された設備等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払いを記録、整理し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。

(知的財産の帰属及び出願等)

第10条 甲及び乙は、本共同研究の実施により発明等が生じた場合には、速やかに相手方に通知し、当該発明等に係る知的財産の帰属及び出願の可否等について協議する。

- 2 甲及び乙は、本共同研究の結果単独で発明等を行い、当該研究担当者の有する当該発明等に係る知的財産の持分を承継した場合において、予め相手方の同意を得て、当該発明等に係る知的財産は当該甲又は乙の単独所有とし、甲又は乙が単独で出願等の手続きを行うものとする。この場合、出願等手続き及び権利維持に要する費用は出願等を行おうとする者が負担するものとする。
- 3 甲及び乙は、本共同研究の結果共同で発明等を行った場合、当該研究担当者の有する当該発明等に係る知的財産の持分をそれぞれ承継し、当該発明等に係る知的財産は甲及び乙の共有とし、当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産に係る持分を協議し、当該発明等に係る甲、乙それぞれの貢献度に応じて定めたうえで、別途締結する共同出願等契約に従って共同で出願を行うものとする。この場合、出願等手続き及び権利維持に要する費用は、甲乙が持分に応じて負担するものとする。
- 4 甲又は乙が当該知的財産を相手方から承継した場合は、甲又は乙は単独で出願等を行うものとする。この場合、出願等手続き及び権利維持に要する費用は、出願等を行おうとする者が負担するものとする。
- 5 甲及び乙は、第1項に定める発明等とは別に、本共同研究の実施により得られた成果又は共有の知的財産に基づき新たに発明等（以下「改良発明等」という。）が生じた場合は、遅滞なくその内容を相手方に通知し、当該改良発明等に係る知的財産の帰属及び取扱いについて、協議のうえ決定する。
- 6 甲及び乙は、本共同研究の実施により創作される共有著作物について、相手方に対し著作権人格権を行使せず、また、本共同研究の一部を学生又は下請業者（甲又は乙の契約者又は再委託者若しくは下請契約者（あらゆる段階の再委託者、下請契約者及び供給者を含む。）、以下学生と合わせて「下請業者等」という。）に実施させる場合、当該下請業者等をして著作権人格権を行使させないよう措置するものとする。

(外国出願)

第11条 前条の規定は、外国における知的財産の出願及び権利保全等（以下「外国出願等」という。）についても適用する。

- 2 甲及び乙は、前条第3項に基づき、甲及び乙に承継された共有の知的財産に関する外国出願を行うにあたっては、その要否及び対象国等について協議のうえ決定する。

(知的財産の実施等に関する取扱い)

第12条 甲及び乙は、本共同研究の実施により得られた共有の知的財産を、自己の事業の目的で利用する場合（自己の事業目的で自己以外の者をして利用させる場合を含む。）は、相手方の同意を得ることなく無償で利用することができる。

- 2 甲及び乙は、予め相手方の同意を得た上で、共有の知的財産を第三者に対して実施又は利用（以下「実施等」という。）を許諾することができる。ただし、非独占的な実施等の許諾については同意するものとし、許諾の条件は甲乙協議の上決定するものとする。

- 3 甲及び乙は、前項に基づく実施等許諾が以下の各号に該当する可能性がある」と判断する場合は、当該第三者について必要な調査を行うことができ、当該調査の結果、以下の各号に該当することを立証できる場合には、前項にもかかわらず、相手方に対して、当該第三者に対する実施等許諾を直ちに終了し、当該知的財産の共有者として、当該第三者による知的財産の実施等を差し止めることができるものとし、相手方はこれに必要な協力をするものとする。

(1) 当該第三者が第17条に規定する暴力団員等に該当し、または関係する場合。

(2) 当該第三者への実施等許諾が、法令等により禁止されている場合。

- 4 甲及び乙は、本条第2項により第三者に実施等許諾する場合、当該第三者から徴収する実施等の対価は、当該知的財産の持分に応じて甲及び乙に分配される。

(持分の譲渡等)

第13条 甲及び乙は、本共同研究の実施により生じた共有の知的財産の自己の持分の全部又は一部を第三者に譲渡することを要望するときは、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。

(研究成果の帰属及び成果報告書の作成)

第14条 甲及び乙は、本共同研究の実施に関して単独で得られた研究成果をそれぞれ単独で所有する。

2 甲及び乙は、本共同研究の実施に関して共同で得られた研究成果を共有する。

3 甲及び乙は、本共同研究完了時に本共同研究の実施期間中に得られた前2項の研究成果について、共同して成果報告書を取りまとめる。

4 甲及び乙は、本契約が何らかの事由で解約された場合であっても、解約までに実施された内容について共同して成果報告書を取りまとめる。

5 前二項に基づきとりまとめられる成果報告書は2部作成し、甲及び乙がそれぞれ保管する。

(研究成果におけるノウハウの特定)

第15条 甲及び乙は、協議のうえ、前条の成果報告書に記載する研究成果のうちノウハウとして取扱うことが適切なものについて、速やかにノウハウの指定を行う。

2 ノウハウの指定に当たっては、その秘匿すべき期間を、原則としてノウハウの指定が行われた日から本共同研究の期間中及び本契約終了後5年間とする。ただし、甲乙協議の上、当該情報の優位性や研究動向を勘案し秘匿すべき期間を協議して定めることができる。また、優位性や研究動向などの状況に変化があった場合には、秘匿すべき期間を甲乙協議して変更することができる。

3 甲及び乙は、第1項により指定したノウハウを、前項に定める期間中、自己に属する者であって自己の業務上開示が必要な者以外の者及び第三者に対して、秘匿しなければならない。ただし、当該ノウハウが第18条第2項ただし書第1号から第6号のいずれかに該当することが証明できたものについては、この限りでない。また、同項ただし書第7号に該当するに至った場合は、同号が優先する。

4 甲及び乙は、本条の規定は第12条に優先することを確認する。

(研究成果の開示及び公表)

第16条 甲及び乙は、研究成果について、前条で規定するノウハウの秘匿義務及び第18条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で、次項以下に定める手続きに従って開示、発表もしくは公開すること（以下「研究成果の公表」という。）ができる。

2 前項の場合、研究成果の公表を希望する者（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表を行おうとする日の30日前までにその公表内容を書面に

て相手方に通知しなければならない。なお、公表にあたっては、公表される研究成果が本共同研究の結果得られたものであることを明示することを原則とするが、相手方が当該明示を行わないことに同意した場合又は当該明示を希望しない場合は、この限りでない。

- 3 前項に基づき通知を受けた相手方は、通知された公表内容に、自らの将来期待される利益を侵害するおそれがあるものが含まれると判断されるときは、当該通知受理後 15 日以内に公表内容の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表により相手方から将来期待される利益を侵害するおそれがあるとして、本項に従い通知を受けた部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。
- 4 本共同研究終了日の翌日から起算して 5 年間を経過した後は、公表希望当事者は、第 2 項に定める相手方に対する通知を行うことなく、研究成果の公表を行うことができる。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。
- 5 甲及び乙は、研究成果を輸出する場合には、外国為替及び外国貿易法を遵守しなければならない。前項にかかわらず、甲及び乙は、相手方が単独で所有する研究成果および共同で所有する研究成果を輸出、または外国における当該研究成果の提供もしくは非居住者への当該研究成果の提供を行う場合、これが第三者への開示に該当するか否かに関わらず、事前に相手方の書面による同意を得ることとする。

(不当介入への対応)

第 17 条 甲及び乙は、本契約に関し、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」と総称する。）による不当要求又は履行の妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、断固としてこれを拒否しなければならない。
 - (2) 暴力団員等による不当介入があったときは、直ちに管轄の都道府県警察（以下「警察当局」という。）に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
 - (3) 前号により警察当局に通報したときは、速やかにその内容を書面により相手方に報告するものとする。
- 2 前項第 1 号における暴力団関係者とは、個人または法人の役員等が次のいずれかに該当する場合の個人又は法人をいう。
- (1) 暴力団員と認められる場合

- (2) 暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる場合
 - (4) 暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合
 - (5) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - (6) 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる場合
 - (7) 前各号のほか、警察当局からの指導又は見解などにより暴力団関係者と認められる場合
- 3 甲及び乙は、相手方が本条第1項に違反していると認められるときは、相手方に対して必要な措置を講ずるよう要請することができる。指示を受けた者は、直ちにその要請の本旨に沿った措置を講じなければならない。
- 4 甲及び乙が暴力団員等から不当介入を受けたことにより本共同研究に影響を受けたときは、甲乙協議してこれを解決するものとする。

(秘密保持)

第18条 本共同研究における秘密情報とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本共同研究の結果得られた成果のうち、秘密である旨の表示が付された書面、サンプル等の有形物、又は有形無形を問わず、甲及び乙で秘密情報として取り決め、書面により確認されたもの。
 - (2) 書類・図面・写真・試料・サンプル・磁気テープ・フロッピーディスク等により、相手方から秘密である旨の表示が付されて開示・交付された情報。
 - (3) 相手方から秘密であることを告げた上で口頭によって開示され、速やかにその要旨を書面で明示し、秘密である旨の表示が付された情報。
- 2 甲及び乙は、秘密情報を秘密に保持するよう適切に管理し、これを共同研究の目的遂行上必要な者以外に漏洩し又は開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。
- (1) 相手方から知得する以前に、既に公知であるもの。
 - (2) 相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。
 - (3) 相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず適法に知得した

ことを証明できるもの。

(5) 相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの。

(6) 相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの。

(7) 裁判所命令若しくは法律によって開示を要求されたもの。この場合、かかる要求があったことを相手方に直ちに通知する。

3 前2項に基づく秘密保持義務は、第1項による指定が行われた日から本共同研究の期間中及び本契約終了後5年間有効とする。ただし、第15条に基づき指定したノウハウについては、同条に基づく期間の規定が優先する。

4 前3項に関して、甲及び乙は、相手方の故意若しくは過失により損害を被った場合又は相手方が本条に違反したことにより損害を被った場合には、相手方に対し賠償請求することができる。

(情報の目的外利用の禁止)

第19条 甲及び乙は、相手方が提供又は送信する情報を、業務の実施のために必要な範囲に限り利用しなければならない。

(セキュリティ)

第20条 甲及び乙は、本共同研究の実施において、各々の定めるセキュリティに関する規程及び相手方の指示に従い、各々が管理する区域における秩序の維持、適正かつ円滑な業務の遂行並びに重要な資産及び重要な情報の防護(セキュリティ)を確保しなければならない。

2 前項に関して、甲及び乙は、相手方の故意又は過失により損害を被った場合、相手方に対し賠償請求することができる。

(安全管理)

第21条 甲及び乙は、本共同研究のために甲及び乙がそれぞれ管理する場所において相手方が行う試験研究の際の安全確保に関しては、相手方の責に帰すべき事由によるものを除き、その責任を負わなければならない。

2 甲及び乙は、相手方の管理する場所における試験研究に参加する場合は、相手方の定める安全に関する諸規程及び相手方が安全のために行う指示に従わなければならない。

(業務の委託)

第22条 甲及び乙は、第2条に定める研究実施に必要な業務の一部を第三者に委託することができる。その場合、速やかに相手方に通知しなければならない。

い。

- 2 甲及び乙は、業務の一部を第三者に委託する場合は、本契約に定める自己の責任・義務について、受託者に遵守させるよう必要な措置をとるものとする。

(契約期間の延長)

第23条 甲又は乙は、天災その他本共同研究遂行上止むを得ない事由又は本共同研究の遅延など当初予測できなかった事由が生じたとき、双方協議のうえ、第2条に定める研究期間を延長することができる。

- 2 甲又は乙は、前項に定める延長に伴い生ずる一切の損害について、相手方に賠償を請求することができない。

(契約の解約又は解除)

第24条 甲又は乙は、次に定める各号の事由が生じたとき、双方協議のうえ本共同研究契約を解約することができる。

- (1) 研究目的又は研究内容が第2条に定める研究期間満了前に達成又は実現されたとき

- (2) 天災その他本共同研究遂行上止むを得ない事由が生じたとき

- (3) 当初予測できなかった事由が生じたことにより研究目的の達成又は実現が不可能または困難であることが判明したとき

- 2 甲又は乙は、前項に定める解約に伴い生ずる一切の損害について、相手方に賠償を請求することができない。

- 3 甲及び乙は、次の各号のいずれかの事態が生じた場合、30日以内に相手方に対する相当期間を定めた書面にて事態の是正を要求し、当該期間内にかかる事態が是正されない場合は、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 相手方が本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

- (2) 相手方が本契約に違反したとき

- (3) 相手方が前各号と同視できるような信頼関係を喪失させる行為を行ったとき

- 4 甲及び乙は、相手方に次の各号のいずれかの事態が生じた場合、何らの催告を要さず、本契約を解除することができる。

- (1) 破産、民事再生、会社更生等の手続の申立を受け、若しくは自ら申立てたとき

- (2) 仮差押、強制執行、競売等の申立、又は手形の不渡り、手形交換所の取引停止処分、若しくは租税公課の滞納処分を受け、あるいはこれらの申立又はこれらの処分を受ける程にその財産状況が悪化したとき

(損害賠償)

第25条 甲及び乙は、前条第3項若しくは第4項に掲げる事由、又は相手方の故意若しくは重大な過失により損害等を被ったときは、相手方に対して、被った直接損害に限り賠償請求をできる。ただし、第8条（施設、設備及び機器の使用等）、第18条（秘密保持）又は第20条（セキュリティ）については、各規定が定めるところによる。

(契約の有効期間)

第26条 本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。

2 本契約の失効後も、第4条（第1項を除く）、第5条（第1項を除く）、第8条（第1項を除く）、第9条第2号、第10条から第20条まで、第25条、本項並びに第28条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第27条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第28条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所（本庁）を第一審専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、電子署名による場合は本書の電磁的記録への電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。電子署名によらない場合は、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

2026年3月10日

(甲) 茨城県つくば市千現二丁目1番

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

安全・信頼性推進部長 小林



(乙) 神奈川県横須賀市走水1丁目10番20号

防衛大学校

先端学術推進機構長

森武 洋



別表第 1 (第 2 条関係)

研 究 項 目	甲	乙
(1) 衝突試験及び数値解析の実施	○	◎
(2) 貫通限界及び破砕条件の評価	◎	◎
(3) IADC/ISO 対応 (IT 対応、資料作成)	◎	○
(4) 研究のまとめ	◎	◎

※◎：主たる研究実施機関、 ○：従たる研究実施機関

別表第 2 (第 2 条関係)

項 目	スケジュール		
	2025 年度	2026 年度	2027 年度
(1) 衝突試験及び数値解析の実施	←	→	→
(2) 貫通限界及び破砕条件の評価	←	→	→
(3) IADC/ISO 対応	←	→	→
(4) 研究のまとめ			↔

別表第 3 (第 3 条関係)

区分	氏名	担当	所属・職名	非居住者又は特定類型への該当 (*)
甲	仁田 工美	◎	安全・信頼性推進部 システム安全・軌道利用安全推進 ユニット研究開発マネージャ	—
	圓道 貴文	○		—
	岩崎 伊吹	○		—
	仁平 尚子	□		—
乙	川合 伸明	◎	応用科学群 准教授	—
	西田 政弘	○	システム工学群 教授	—

※◎：主たる研究担当者、 ○：従たる研究担当者 □：研究協力者

(*)技術の提供を行う場合に外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性がある非居住者又は「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。)の1(3)サに規定する特定類型に該当する場合に○を付す。



別表第4(第8条関係)

区分	施設設備等		
	名 称	規 格	数 量
甲	供試体(圧力容器)	—	一式
	供試体(サボ)		一式
乙	2段式超高速弾道実験装置	—	一式

